

# 職員の多様な働き方と 公務災害の防止



地方公務員災害補償基金東京都支部

## ○はじめに

現在、社会全体では、これまでの長時間労働の是正をはじめとした働き方を見直す機運が広がっていますが、同様に、東京都をはじめ、都内の自治体においても、職員のライフ・ワーク・バランスと都民サービスの向上を同時に実現させる働き方の見直し（いわゆる「働き方改革」）が進んでいます。

地方公務員災害補償基金東京都支部は、東京都、特別区、市町村をはじめとする団体、約26万人余の職員を対象に、年間約2,500件の公務（通勤）災害の申請を取り扱っています。災害発生の状況は多岐にわたっていますが、これらの中には過労や働き方に関係して発生した事案（心・脳血管疾患事案、精神疾患事案）もみられるところです。

職員が公務の遂行により災害に遭うことは、その職員や家族だけでなく、職場にとっても大きな損失であり、職場において公務災害防止に取り組むことは極めて重要となります。

本冊子では、基金都支部が取り扱っている事例から、公務（通勤）災害の各事例に共通する背景・要因を抽出し、その要因を有する職場で発生する〈よくある事例〉を類型的に取り上げました。また、本人や職場に重大な影響を与える心・脳血管疾患、精神疾患の事故防止についても解説を加えています。

職場の安全衛生に重要な役割を担う管理監督者の皆様には、働き方の制度や仕組みが変わるこの機会を捉えて、本冊子をご活用いただき、公務災害防止の取組を進めていただきますようお願いいたします。

平成31年3月

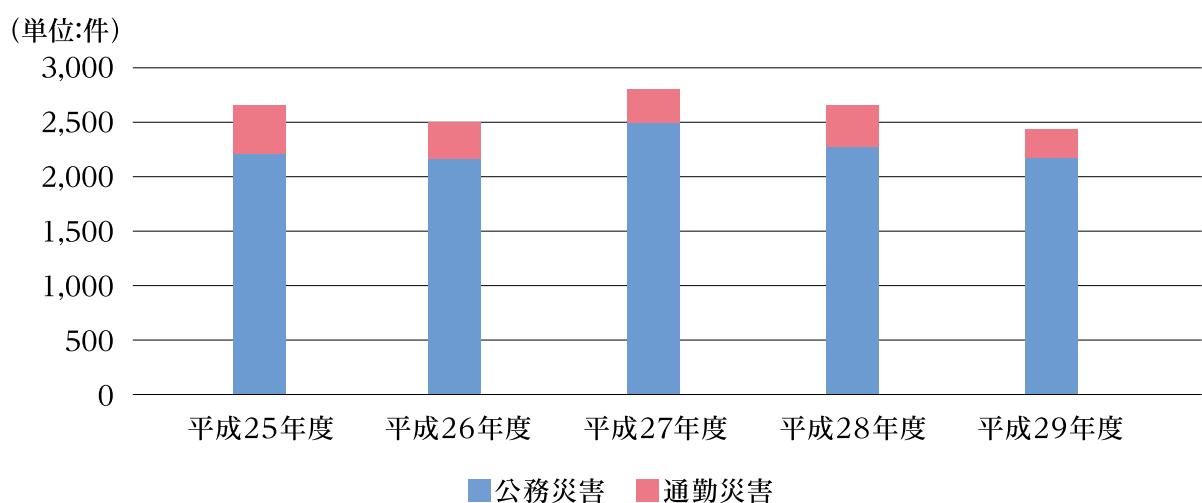
## 〈 目 次 〉

○ 公務（通勤）災害の発生状況 .....	2
○ 私たちの職場での「働き方改革」の進行 .....	3
○ あなたの職場は該当しませんか？ .....	4
○ 過労や職場環境による公務災害防止のために .....	6
○ 職場で公務（通勤）災害を発生させない3つのポイント .....	7

## ○公務(通勤)災害の発生状況

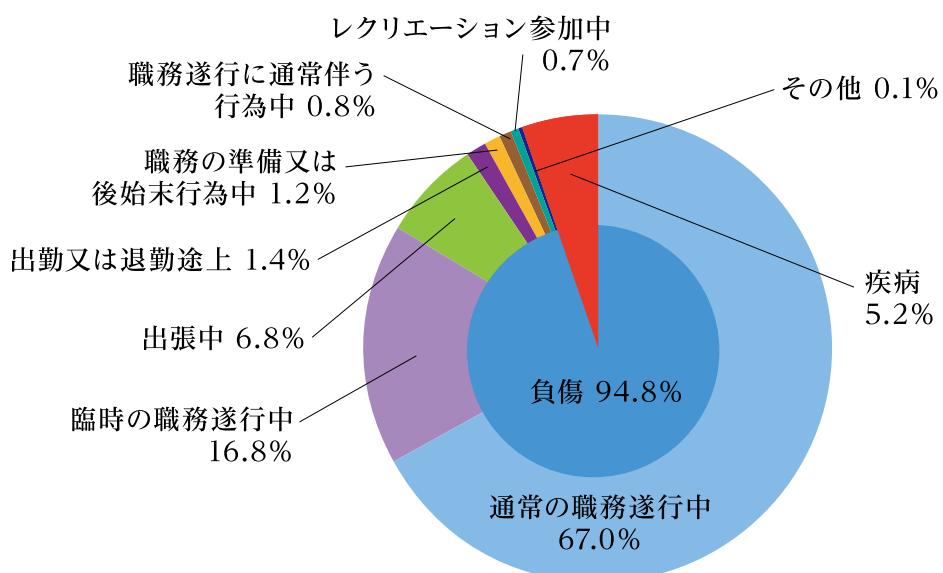
- 東京都支部における公務(通勤)災害の認定件数は、毎年、2,500件程度で推移しています。
- 平成29年度の公務災害の認定事由をみると、「通常の職務遂行中」「臨時の職務遂行中」での負傷が大半を占める一方、「出張中」「出勤又は退勤途上」での負傷、又は公務による疾病など、多様な事由がみられます。

図1 公務(通勤)災害認定件数の推移



(注)件数には公務上・公務外認定、通勤該当・非該当認定が含まれます。

図2 平成29年度公務災害認定割合(認定事由別)



(注)件数には、公務上・公務外認定が含まれます。

## ○私たちの職場での「働き方改革」の進行

東京都をはじめ、都内の自治体では、都民サービスの向上と職員のライフ・ワーク・バランスを同時に実現させるための働き方の見直し（いわゆる「働き方改革」）が進行しています。

「働き方改革」は、仕事の進め方を見直して長時間労働を是正する一方、職員個人にとっては、育児や介護など様々な事情を有する中で、これまでの働き方をより柔軟で多様な働き方とすることが可能になります。

具体的な取組としては、

### ○働く時間が柔軟になる

- ▶時差勤務 ……一日の勤務開始時間・終了時間が選択可能
- ▶フレックスタイム ……一定期間の中で、各日の勤務時間が伸縮可能

### ○働く場所が柔軟になる

- ▶在宅勤務、サテライトオフィス ……勤務地以外の場所で勤務可能
- などの制度や仕組みが始まっています。

## 「働き方改革」と公務災害

働き方改革が進行して、職員の一人ひとりの働き方が柔軟で多様なものとなっても、私たちの職場は、これまで同様、安全で事故のない職場でなければなりません。

働き方の見直しは、職員の仕事の仕方や職場にも影響を与えるものですが、次のような問題について十分に留意し、職場の安全対策に取り組む必要があります。

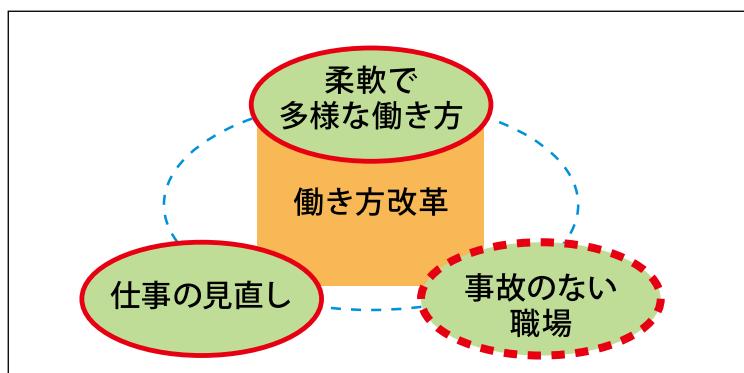
### ○仕事の個人化が進む中、職員個々の状況が把握できているか。

↓ 仕事の場所や時間について、職員が柔軟に選択できる一方、職員がどのように働いているか、把握しにくくなります。

### ○個人の業務負担について偏りや二極化が生じていないか。

↓ 職場の仕事の進行状況の把握が難しくなり、場合によっては、特定の部署や特定の職員に業務が集中することがあります。

従来の仕事の進め方が変わる中で、職員個々の働き方や環境について十分に配慮し、事故のない職場づくりを行うことが重要です。



## ○あなたの職場は該当しませんか？

基金都支部が取り扱っている事例は多種多様ですが、災害や事故の発生状況をみると、公務（通勤）災害が起きた職場には共通した背景や原因がみられます。あなたが働いている職場で、似たような災害や事故が起きていませんか？

### 職員の勤務形態が多様である

#### ○交代制勤務、土日勤務がある職場

#### ○早朝・深夜勤務がある職場

##### 〈よくある事例〉

▶平日以外に土日の長時間の作業が負担となり、腰痛の既往症が悪化した。

▶深夜勤務が終了した勤務明けに、自宅への退勤途上、駅で転倒し負傷した。

□ 一般の行政職員と異なる勤務形態がある職場では職員の勤務が不規則になり、通常の職務遂行中だけでなく、出退勤途上での事故なども発生しやすくなります。日常から、職員の勤務状況を確実に把握しておくことが必要です。

### 長時間労働、業務の過重負荷がある

#### ○恒常的な長時間労働がある職場

#### ○イベント、出張等業務の過重負荷がある職場

#### ○臨時の業務が発生しやすい職場

##### 〈よくある事例〉

▶従来からの持病に加え、長時間労働が重なり、血管病変等の病態が増悪した。

▶予想外の出来事により住民対応の過重な業務が発生し、休みがちになった。

□ 職員の長時間労働や業務の過重負荷がある場合は、心身にわたり事故が発生しやすくなります。日頃から職員の健康状態を把握するとともに、上司が業務を軽減したり、必要な指導、助言などの支援体制をとる必要があります。

### 通勤や出張でのバイク・自転車使用が多い

#### ○通勤にバイク・自転車の利用者がいる職場

#### ○日常の業務で交通用具を使用する職場

#### ○通勤途中で子供の送り迎え、通院等をしている職員がいる。

##### 〈よくある事例〉

▶前夜から降った雪が残る中で自転車を通勤に使用し、道路で滑って骨折した。

▶自転車で住民の自宅へ向かう途中、軽自動車に追突され、頸椎を挫傷した。

□ 通勤や日常の業務で交通用具（特に自転車利用）での事故が多くみられます。通勤や出張の際、交通用具の使用について事前届け出を徹底するほか、通勤届について実際の方法や経路と一致しているかの確認などが必要です。

## ハラスメントなど職場でトラブルがある

○職員からハラスメントに関する相談があった。

○職場で、仕事や人間関係でトラブルがある。

〈よくある事例〉

▶上司等から人格を否定されるような言動をとられ、通常の勤務ができなくなった。

▶仕事の失敗について他者から一方的に非難や嫌がらせを受けうつ病を発症した。

▶仕事の進め方や業務分担をめぐって組織内での対立が生じ、特定の個人へ業務の集中を招く結果となり、担当する職員が適応障害となった。

□ いわゆる職場でのパワハラや職場の人間関係のトラブルが、精神疾患の公務災害申請（主張）の背景にある事例が見られます。同僚や上司が円滑にコミュニケーションを行い協力できる職場環境に配慮することが大切です。

## 仕事で車両・機械や工具・器具を使用する機会がある

○病院や給食調理の現場で注射器や刃物を使用している。

○清掃事業の現場で、回収作業に携わっている。

○電動工具の使用や、高所での作業など危険を伴う業務に携わる機会がある。

〈よくある事例〉

▶医師の補助をしていた新任の看護師が、誤って注射針により手指を受傷した。

▶清掃車両での作業中、機械の操作を誤ったため、右手を巻き込まれた。

▶会議資料の片付けで大型裁断機を使用する際、使用方法を誤って指を切傷した。

□ 病院等の職場では、日常業務の作業手順について定期的に実地研修することが重要です。その他の職場でも、電気器具を使用する際安全な取扱いを確認すること、また、危険を伴う作業を行う際は事前に安全を確認することが必要です。

## 施設・設備に事故の原因となる不具合がある

○過去の施設の不具合が放置されている。

○施設の点検が長期間なされていない。

〈よくある事例〉

▶以前に行った配線工事の際に床に這わせたLANケーブルが残っていたため、足を引っ掛け転倒し、前方の机に頭部をぶつけ負傷した。

▶深夜帰宅の際、庁舎からの出入口の電灯が切れていたため、暗がりで段差に気がつかず、足を踏み外して転倒した。

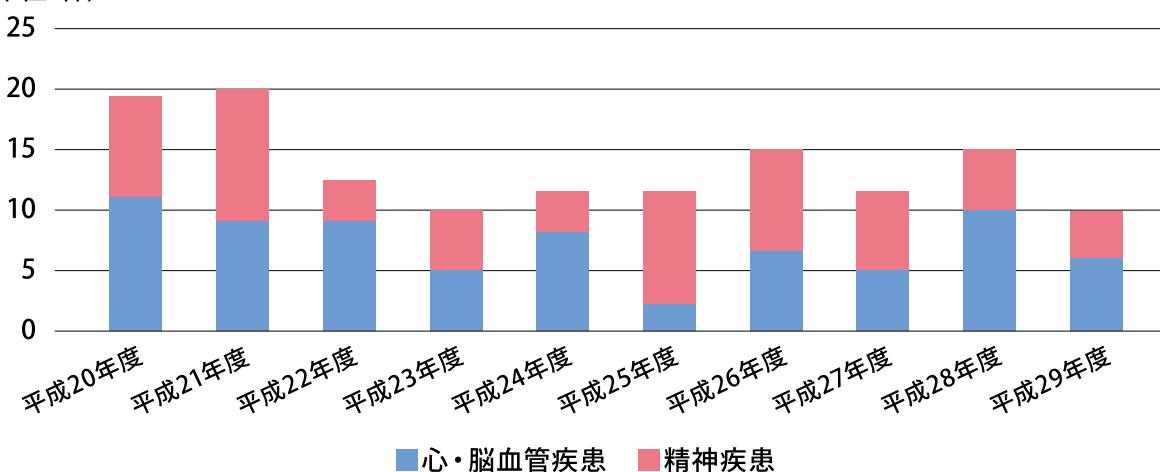
□ 施設や器具の不具合が思いがけない事故を招くことがあります。定期的な施設点検により、故障箇所は早めに修繕する対策を行ってください。

## ○過労や職場環境による公務災害防止のために

東京都支部を構成する東京都、特別区、市町村、各種団体で「働き方改革」が進行する一方、公務災害の申請事例の中には、心・脳血管疾患や精神疾患など、職員の働き方と関係した事例が多くみられます。これらの事例について、災害発生時の年齢をみると、心・脳血管疾患は50歳台が多く、精神疾患は30～40歳台を中心に幅広い年齢層となっています。

図3 心・脳血管疾患、精神疾患認定請求受付件数

(単位:件)



(注)各年度の件数には、公務災害及び通勤災害の両方が含まれます。

このような重大な公務災害が発生すると、その職員や家族はもちろん、職場にとっても大きな損失となります。職場全体で職員の勤務状況や心身の状況を把握し、災害を未然に防ぐため、次のような内容を確実に行うことが重要です。

### ○効率的な業務執行や適正な業務管理

一人ひとりの業務状況や労働時間の把握、職員間の適切な業務配分や進行管理

### ○風通しの良い職場づくり、特に転入者等への配慮

相談しやすい職場環境づくり、特に異動による転入職員、昇任した職員、事務分担が変わった職員等に対する助言やアドバイス

### ○健康診断の確実な実施

全員に対する確実な受診の勧奨、健診結果に基づく必要な事後措置の実施

### ○「ストレス・チェック(検査)」の活用

法的義務づけがない50人未満の職場を含めた積極的な実施と、改善策の検討

### ○職場におけるパワーハラスメントの防止

業務上の指導において、相手の人格を否定するような言動をしてはいけないと、パワーハラスメントへの理解推進

# ○職場で公務(通勤)災害を発生させない3つのポイント

「働き方改革」の進行によって、職員の働く制度や仕組みが大きく変わります。この機会を捉えて、各職場では、管理監督者、安全衛生担当者の皆様を中心として、次のような点に留意し、安全対策の取組を行ってください。

## ★安全衛生の視点を忘れない。

- 事故は、「いつでも」「どこでも」起きる可能性があります。
- 職員の働く時間や働く場所が柔軟になる一方で、管理監督者の目が届きにくい庁舎外での災害や通勤途上での事故にも十分な注意が必要です。
- 安全衛生委員会等の場を活用して、職場全体での話し合いにより、安全衛生に関する知識や情報の共有化を図りましょう。

## ★管理監督者による仕事・職場のマネジメント

- 事故の発生を未然に防ぐためには、管理監督者による日頃からの仕事・職場のマネジメントが重要です。
  - ▶職員の労働時間(出退勤、出張、超過勤務、休日出勤等を含む。)の把握
  - ▶職員間の事務分掌や事務負担への配慮
  - ▶行事や職場外活動の際の事前準備の徹底、天候不順時の安全配慮
  - ▶施設の定期的な安全点検、修繕の速やかな実施
  - ▶危険を伴う作業や工具を使用する際の安全確認の徹底
  - ▶通勤や出張の際の自転車等交通用具利用者に対する注意喚起

## ★過去事例を教訓に、同様の事故を起こさない。

- 同様の事故を繰り返さないために、これまで発生した公務(通勤)災害の事例を知り、教訓とすることは特に重要です。過去に起きた事故の背景や原因を分析し、職場全体で、日頃から事故を未然に防ぐ対策を講じてください。
  - 事故が起きる背景には、原因(要因)が潜んでいることがあります。軽微な事故が発生した場合でも重大な事故になる可能性があるので、そのようなサインを見逃さず、仕事・職場のマネジメントに取り組んでください。
- 基金都支部では、ホームページ上に公務(通勤)災害に関する統計資料や公務災害防止パンフレットを公開しています。日頃の公務災害防止の取組にご活用ください。

### 地方公務員災害補償基金東京都支部 管理担当

〒162-0052 東京都新宿区戸山3-17-1 東京都戸山庁舎3階

電話 03-5272-5432

HPアドレス <http://chikousai-tokyo.jp/>